書 注

株式会社中電工 山口東部支社 御中

31 H

年 月 日 貴社提出の見積書および本書記載の注文条件にもとづき、下記のとおり工事を注文い たしますので、お引受けのうえは折返し請書をご提出下さい。なお、電子署名で行う場合、本契約においては電子データである本電子契約書 ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。

I. 名 平田パッキン工業株式会社 工場新築工事 1.

坦 所 工 事 山口県岩国市玖珂町瀬田11600番18

期 T 着手 2024 年 10 月 3.

工事を施工しない日時 工事を施工しない日:設定しない。設定する場合は別途協議の上定める。

4. 金 14,960,000円

(注)請負代金(税込)の内訳 電気設備 9,130,000円 空気調和設備 4,730,000円 給排水衛生設備 1,100,000円

完成

(内消費税等

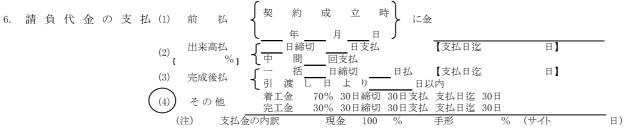
2025

年

1,360,000円

1月

1 H



事 項 7. 特 記

請負代金の額

注文条件

- 1. 注文者(以下甲という)と貴社(以下乙という)とは互いに信義を守り誠実に注文にもとづく義務を履行する。
- 乙は注文書記載の諸条項・注文条件ならびに図面・仕様書および甲の指図にもとづいて工事を完成し工事の目的物を甲に引き渡すもの とし、甲はその請負代金を銀行振込にて支払う。
- 甲は工事中に設計を変更し、または工事部分を増減することができる。
- (2) 前項により、工事の変更、工期の延長又は短縮が行われた場合、甲は乙が必要と認める請負代金額の変更を行い、併せて乙に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担する。
- 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃・経済事情の激変または物価・賃金などの変動などによって請負代金が明らかに 適当でないと認められるときは、甲または乙は相手方に請負代金の変更を求めることができる。
- 甲より支給材料または貸与品があるときは、その受渡期日および受渡場所は、甲乙協議して定める。
- 工事施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただしその損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じた ものについては、甲の負担とする。
- 天災地変その他不可抗力と認むべき事項が発生し、工事の目的物が破損または滅失したときは、損害負担額ならびに延長日数等につ いて甲乙協議して定める。
- 乙が工事を完成したときは、甲乙双方立会のうえ完成確認の検査を行い検査に合格したときまたは引渡書、引取書等を取り交わしたとき をもって工事の引渡しとする。
- 甲の責に帰することができない事由によって工事が中途終了した場合(甲が本契約を解除した場合を含む)は、次のとおりとする。
 - 乙は、既に受領した代金があるときは、これを甲に返還する。
 - こ 乙は甲に対し、工事の出来高を引き渡し、甲は乙に対し、別途協議により算定される当該出来高に応じた請負代金を支払う。
 - 三 乙は甲に対し、別途協議により算定される費用を請求できるものとし、甲は乙に対し、当該費用を前記二の請負代金と共に支払う。
- 乙の責に帰すべき事由によって工事が中途終了した場合は、乙は甲に対し、出来高に応じた請負代金及び費用を請求することが できない。
- 10. 乙が引き渡した工事目的物が種類、品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、引渡し後1年以内に限り、甲は乙に対し、 工事目的物の修補その他の履行の追完又は請負代金の減額請求を請求することができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- (3) 第1項の契約不適合が、甲の支給した材料の性質又は甲の与えた指示により生じたものであるときは、甲は乙に対し、第1項に定める請求 をすることができない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 11. 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了できないときは、甲は遅延日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入材料に対す る請負代金相当額を控除した額に年3.0%の割合を乗じた額の損害金を請求することができる。
- 12. 甲が請負代金の支払を完了しないときは、乙は遅延日数1日につき、支払遅延額に年3.0%の割合を乗じた額の損害金を請求することが できる。
- 13. 甲が請負代金の支払条項に違反したときは乙は何らの催告を要せず本注文を取消し、若しくは工事の施工を中止することができる。
- 14. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利、または義務を第三者に譲渡すること、 または承継させることはできない。
- 15. 甲が反社会的勢力であること、あるいは反社会的勢力と非難されるべき関係を有していることが判明したときは、乙は何らの催告を要せず 本注文を取消し、若しくは工事の施工を中止することができる。なお、ここで言う反社会的勢力とは「暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律」第2条第2号に定義される団体およびその構成員等をいう。
- 16. 本注文について紛争が生じたときは、乙の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とし、解決を図る。
- 17. 本契約にメール認識による電子署名をもって署名する各個人は、相手方に対し、本契約を締結し各条項の規定を履行する正当な権利お よび能力を有していること、本契約を締結するについて何人からの何らの異議申立てがなされないこと、ならびにかかる事態が生じた場合第 三者からの一切の要求に対し、自己の責任と負担においてこれに対処し、相手方に何らの迷惑および損害を与えないことを保証する。
- 18. 前各項に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定める。